

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

1. 「私たちの提言」について理解され、内閣総理大臣及び厚生労働省、環境省、国土交通省など関係省庁に対して「私たちの提言」の実行を求め、またじん肺根絶を求める意見書、要望書などを提出すること。

2. 公共工事によってじん肺を発生させないため、じん肺防止の監督を充分にし、発注者として取るべきじん肺防止対策を尽くすこと。とくに「トンネルじん肺」根絶と訴訟早期全面解決の立場から次のことを実行すること。

（１） トンネル建設労働者のじん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺救済法」の早期成立を求める意見書を内閣総理大臣並びにゼネコンに提出すること。

（回答）

○ 令和３年５月１７日に労働安全衛生法に基づく国の規制権限不行使の違法と建材メーカーの共同不法行為責任を認めた建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえ、同年６月９日の通常国会で成立した「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」について、給付金の支給に関する規定など全ての規定が令和４年１月１９日に施行されたことにより、建設アスベスト被害者は、厚労省に必要書類を添えて請求することにより国が設けた基金から給付金を受け取ることができるようになりました。

○ 大阪府としては、じん肺対策を強化するための措置を講じられるよう、また、アスベストについて、健康被害の救済を健康医療部から国に対して要望しており、新たな意見書の提出は考えておりません。

○ 労働災害の対策につきましては、国の所管ですが、大阪府としても、労働者が働く上で、その健康と安全が確保されることは最も重要なことと認識しており、今後とも、府内の事業主や労働者に対し労働環境課 HP への掲載を通じ啓発を図るなど、事業所における安全衛生の向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

2. 公共工事によってじん肺を発生させないため、じん肺防止の監督を十分に
し、発注者として取るべきじん肺防止対策を尽くすこと。とくに「トンネルじん肺」根絶と訴訟早期全面解決の立場から次のことを実行すること。

（2） 2024 年 4 月から適用された労働時間の上限規制に伴い、また、2007
年 6 月 18 日に国との間で締結した『トンネルじん肺防止対策に関する
合意書』の趣旨に則り、トンネル工事現場においても例外なく坑内 8 時
間労働を徹底すること。また、入札において 8 時間労働で積算されてい
る場合においても、発注に際して工事仕様書の特記事項に 1 日 8 時間労
働を明記すること等によって、8 時間労働の厳守を実現されること。

（回答）

- 都市整備部発注の建設工事においては、国土交通省の積算基準を準用し積算しており、トンネル建設工事の粉じん対策に関する事項についても、国土交通省の基準改定に合わせて改訂しております。
- 今後、トンネル工事を発注する際には、仕様書への記載などにより、受注者に対し指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

3. アスベスト使用建物の解体、改築、補修におけるアスベスト対策を講じるためにアスベスト調査台帳の整備とハザードマップの作成、公表を実施すること。

(1) アスベスト調査台帳の整備

- ① 吹付け材について、1,000 m²以上の建物についてアスベスト調査台帳の整備を早急に完了させること。また、その目標年度を具体化すること。
- ② 吹付け材について、1,000 m²未満の建物についてもアスベスト調査台帳の整備に早急に着手し完了させること。また、それらの目標年度を具体化すること。
- ③ レベル2の耐火被覆材・保温材・断熱材、レベル3の成形板について、順次、アスベスト調査台帳の整備に着手すること。その着手と完了の目標年度を具体化すること。

(2) アスベスト調査台帳の住民等への情報開示

違法な無届工事によるアスベスト粉じんの飛散、ばく露を防ぐため、また災害時におけるアスベスト粉じんばく露、飛散防止対策のためには、アスベスト調査台帳の整備がなされ、行政がその情報を把握しているだけでは不十分であり、周辺住民や広く国民が容易にその情報を知ることができる制度が必要である。そのためには、アスベスト調査台帳を整備したうえで、解体等の工事がなされる建物、災害によって倒壊等をした建物の周辺住民や瓦礫撤去等の作業を行うボランティアがアスベスト調査台帳に速やかにアクセスできる制度を構築するべきである。さらには、建物の位置情報を地図データに入れて、ハザードマップを作成し、公表することが求められる。

（回答）

【民間建築物関係】

(1) アスベスト調査台帳の整備

○ 建築物が安全に利用できるよう適切な維持管理を促進するため、国交省の依頼に基づき、昭和 31 年～平成元年までに建築された民間建築物のうち大規模(概ね 1,000 平方メートル以上)な建築物を対象に、平成 17 年から毎年度、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの使用状況について調査を行いました。

さらに平成 29 年度より毎年度、不特定多数の方が利用する民間建築物(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満)における吹付けアスベスト等の使用状況についても同様の調査を行いました。

調査の結果、露出したアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等の対策を行っていない建築物の所有者等に対し、継続して対策実施を指導していきます。

また調査報告のない建築物の所有者等へは定期的に督促を行っています。

レベル2の耐火被覆材・保温材・断熱材、レベル3の成形板については、現在のところ調査を予定しておりません。

調査台帳整備完了の目標時期の設定については、建築物の所有者等に対する詳細な調査の義務付けが必要であるため、国の動向を注視していきます。

（２）アスベスト調査台帳の住民等への情報開示

○ アスベスト調査台帳の公表及びハザードマップ作成と公表については、情報提供に係る法制度等の整備が必要であるため、国の動向を注視していきます。

【府有施設関係】

○ 大阪府が所有する府有施設については、調査・分析の結果、吹付けアスベストが検出された施設について、府ホームページに一覧を公表しており、それらのアスベスト対策の進捗状況についても、毎年度、施設所管部局に確認の上、データを更新するなど、一元管理に努めております。

（回答部局課名）

【民間建築物】

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課

【府有施設関係】

都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

4. アスベスト使用建物の解体、改築、補修工事における事前調査やアスベスト除去及び処分費用について建物所有者が無理なく実施できる補助金制度を設け、あるいはさらに充実させること。

（回答）

○ アスベストの含有調査及び除去工事について、国の社会資本整備総合交付金に基づく補助制度があります。

府内では、含有調査について13市、除去工事については4市で活用されているところですが、当該補助制度については、補助の対象が令和7年度末までに事業着手したものとなっております。

このため、府内市町村へのヒアリングも行い、国に対して、制度の延長を求める要望を7月に行ったところです。

また、本府では、全国知事会と連携して、国に対して、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図ることを求めるとともに、国の責任において、アスベスト対策の更なる充実・強化を図ることを求めています。

<全国知事会を通じた国への要望活動について>

令和7年8月18日 環境・エネルギー常任委員会の要請活動

https://www.nga.gr.jp/committee_pt/honbu/datsutanso_chikyuondanka/r07/post_453.html

（抜粋）

- ・建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

5. 建物解体、改修工事の現場や災害時において迅速にアスベスト含有の有無を測定できる携帯用アスベスト・アナライザーを導入又はさらに充実させること。

（回答）

- アスベスト・アナライザーについては、無届等の悪質な解体、改修工事現場での行政指導や、災害発生時の被災建築物に対する迅速判定において一定の効果が期待できる機器であると認識しているところです。
- 一方、その購入価格、維持管理経費が高額であること、石綿含有建材の定義が石綿濃度 0.1 重量%に対し、分析精度が 1～2 重量%以上であり、石綿の非含有の証明ができないこと、測定条件に制限があることなどの課題もあります。
- 令和 2 年に大気汚染防止法が改正され、事前調査の方法の法定化や有資格者による実施の義務化など、事前調査に関する規制が充実されています。そのため、府としては適切な事前調査の実施の周知、指導に注力し、さらに必要に応じて建材・大気中石綿濃度分析を行う体制を整えるなど、石綿飛散の未然防止に努めるとともに、災害時においても迅速に対応できるように大阪労働局との連携の強化を図ってまいります。

（回答部局課名）

環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

6. 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から石綿の事前調査結果等の報告制度がスタートしたが、2025 年（令和 7 年）9 月末までの届出件数を明らかにされたい。

県（道・都・府）では、届出のあった事前調査結果及び分析調査結果の内容をチェックしているか。チェックしているとしたらその方法、内容を明らかにされたい。

（回答）

○ 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）9 月末までの期間で、大阪府が規制権限を有する地域での石綿事前調査結果報告システムにおける報告件数は 22,351 件（2022 年度 5,516 件、2023 年度 6,557 件、2024 年度 6,855 件、2025 年度 9 月末まで 3,423 件）※です。

※後日取り下げられた報告も含む

○ 本府では、報告された事前調査結果を担当者が 1 件ずつ確認し、特定粉じん排出等作業実施届出書の届出漏れのおそれがある場合のほか、分析等による石綿含有の判断根拠や事前調査者の保有資格等に疑義や不備があれば、提出者に対し問い合わせの上、事前調査の徹底や法・条例に基づく作業届の指導などを行っています。

（回答部局課名）

環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

7. 公共建物（官公署、病院、学校、保育園等）の改修、解体工事を発注する際には、作業だけでなく、施設利用者、住民のアスベスト粉じん曝露を防止すべく適切な設計図書を作成し十分な粉じん対策費用を盛り込み、工事施工中は十分な監督を行う等、万全な対策を講じること。

（回答）

- 石綿含有建材の除去が含まれる都市整備部住宅建築局発注工事においては、大気汚染防止法、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則等に基づき適切なアスベスト粉塵飛散防止対策を盛り込んだ設計図書を作成し、必要な費用を計上したうえで工事を発注しています。また、石綿含有建材の除去工事施工の際は、監督員が立ち合い、設計図書どおり実施しているか確認を行っています。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

8. 建材メーカーを含む建設アスベスト被害者補償基金を創設することを求める意見書を内閣総理大臣、経産省に提出すること。

（回答）

- 令和3年5月17日に労働安全衛生法に基づく国の規制権限不行使の違法と建材メーカーの共同不法行為責任を認めた建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえ、同年6月9日の通常国会で成立した「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」について、給付金の支給に関する規定など全ての規定が令和4年1月19日に施行されたことにより、建設アスベスト被害者は、厚労省に必要書類を添えて請求することにより国が設けた基金から給付金を受け取ることができるようになりました。
- 建設労働者のアスベスト被害者への救済や対策については、引き続き国において適切な対応がなされるものと考えており、建材メーカーを含む基金を創設することを求める意見書の提出は考えておりません。
- 労働災害の対策につきましては、国の所管ですが、大阪府としても、労働者が働く上で、その健康と安全が確保されることは最も重要なことと認識しており、今後とも、府内の事業主や労働者に対し労働環境課 HP への掲載を通じ啓発を図るなど、事業所における安全衛生の向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

9. 建交労は、健康相談会等を開催し、地域に潜在する労災被災者を掘り起こし救済してきた。建交労が、当地にて健康相談会を開催する際には、公民館等の会場の紹介、広報活動など、後援に協力をいただきたい。

（回答）

- アスベストに係る府民の健康不安を軽減するため、府のホームページを通じて健康被害に関する情報等を周知しています。
- また、保健所において、医師や保健師が電話相談や来所による健康相談に対応しているところであり、相談内容に応じて医療機関への受診勧奨や専門医療機関の紹介・助言などを行っています。
- 引き続き、府民の健康不安の解消を図ることができるよう、広報・啓発など、必要な対応を行ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合 中央本部）

（要望項目）

10. 慢性的な医師不足が深刻化している。じん肺やアスベスト健康被害の診断および日々の治療を実際におこなえる院所を開拓すること。併せて、医師の育成にとりくむこと。

（回答）

○ アスベストに関する事業は、国の責務において実施するように、「大阪泉南アスベスト国家賠償訴訟判決」を機に、府として国に要望しており、今後も国の事業として、治療方法の研究、治療体制の確保及び知識・技術の向上のほか、健康被害の早期発見のための検診方法の早期確立や国の責任による長期的・継続的な検診実施のための必要な財源措置を行うことなど、引き続き強く要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課